

Q 1 どのような施設が補助の対象となりますか？

A 1 国の電子処方箋管理サービスに関連する補助金（以下、「ICT 基金」という。）の交付決定を受けた保険医療機関（医科、歯科）、保険薬局が補助の対象となります。

Q 2 県の補助金申請期限（令和 7 年 12 月 31 日）に間に合わせるためには、いつまでに電子処方箋管理サービスの導入を完了し、国（ICT 基金）に申請する必要がありますか？

A 2 令和 7 年 9 月 30 日までに導入完了した施設が対象です。さらに、導入完了後に ICT 基金の交付申請を行ったうえで交付決定を受ける必要があります。ICT 基金について、申請から交付まで約 2 か月程度の日数を要すると聞いていますので、早めにシステムベンダ等へ導入をご相談ください。（申請期限後の申請は受け付けられませんのでご注意ください。）

Q 3 電子処方箋管理サービスの導入を完了し、これから ICT 基金の交付申請を行いますが、県補助金を同時に申請できますか？

A 3 いいえ、同時には申請できません。県補助金の交付対象は、ICT 基金の交付決定を受けた施設に限りしますので、ICT 基金の交付決定後に申請をお願いします。

Q 4 県補助金を申請するとき、必要な書類や手続きの方法について教えてください

A 4 申請は「ぐんま電子申請システム」によるオンライン申請のみとなります。

以下の書類を準備のうえ、オンライン申請してください。

【必要な書類】※画像や P D F などアップロードしていただきます。

①電子処方箋管理サービス導入に係る領収書及び内訳書

※ICT 基金に提出したもの（補助対象事業費が確認できるもの）

②ICT 基金から発行された補助金交付決定通知書

③電子処方箋管理サービス導入に係る総事業費がわかるもの（税込み額）

（総事業費は補助対象事業費と対象外事業費を合わせた事業費のこと）

④総事業費のうち、一部に寄付金その他収入を費用に充てていた場合、寄付金その他収入額がわかるもの（ICT 基金の補助金は除きます）

⑤申請者名義の振込先金融機関通帳

オンライン申請はこちら <https://www.oooo>

Q 5 ICT 基金の事業者一括申請を行った場合、県補助金についても一括申請できますか？

A 5 いいえ、県補助金については一括では申請できません。対象施設ごと、ICT 基金交付決定ごとに 1 件の申請としてください。

Q 6 チェーン薬局ですが、群馬県以外に所在する施設も申請できますか？

A 6 いいえ、申請いただけるのは群馬県内に所在する保険医療機関（病院・診療所）及び保険薬局のみです。群馬県以外に所在する施設については、該当都道府県にお尋ねください。

Q 7 県補助金の申請に必要な書類（領収書や ICT 基金からの交付決定通知）を紛失してしまいました。どうしたらよいですか？

A 7 「医療機関等向け総合ポータルサイト」にログインしていただくと確認やダウンロードが可能です。

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=csm_index

Q 8 申請の際の事業区分は、①基本機能のみ、②新機能のみ、③基本機能と新機能の同時導入のうち、どの区分を選択すればよいですか？

A 8 ICT 基金の交付申請において選択した区分と同じ区分を選択してください。どの事業区分による交付かは、ICT 基金交付決定通知書の標題により見分けることができます。

なお、新機能分を含む申請（②・③）は1回のみ可能であり、複数回に分けて申請することはできません。

Q 9 令和6年度に基本機能を導入し、令和7年度に新機能を追加導入しました。いずれも ICT 基金から交付決定の通知を受けています。その場合、どの区分を選択すればよいですか？

A 9 申請区分「①基本機能導入」と「②新機能導入」を選択していただきます。

なお、「③同時申請」はできませんので、申請区分①・②ごとに申請してください。

Q 10 基本機能を導入し ICT 基金や県からすでに補助金はいただいています。令和7年度に新機能を追加導入する予定ですが、ICT 基金では導入期限はないと聞いています。県の補助金では導入完了の期限があるのですか？

A 10 Q 2 のとおり、令和7年9月30日までに導入完了した施設が対象で、導入完了後に ICT 基金の交付申請を行ったうえで交付決定を受ける必要があります。なお、県の補助金申請期限は令和7年12月31日となります。

Q 11 ICT 基金では本年7月頃から、新機能（院内処方機能）について補助対象となるようですが、県の補助対象となるのですか？

A 11 いいえ、県の補助対象とはなりません。補助対象となる新機能は、・リフィル処方箋・口頭同意による重複投薬等チェック結果の閲覧・マイナンバーカード署名・処方箋 ID 検索・調剤結果 ID 検索（保険薬局の場合のみ）で、院内処方機能は補助対象外です。

Q12 県補助金の補助額を具体的に知りたいのですが

A12 県補助金の補助率や補助上限額は次のとおりです。

単位：円

申請区分	県補助金	大規模病院 病床数200床以上	病 院 病床数200床未満	診療所	薬局
初期導入	導入費用（上限）	4,871,000	3,263,000	391,000	391,000
	補助率	1/6	1/6	1/4	1/4
	補助上限額	811,000	543,000	97,000	97,000
新機能追加導入	導入費用（上限）	1,361,000	1,007,000	247,000	259,000
	補助率	1/6	1/6	1/4	1/4
	補助上限額	226,000	167,000	61,000	64,000
同時導入 （初期・新機能）	導入費用（上限）	6,023,000	4,061,000	543,000	555,000
	補助率	1/6	1/6	1/4	1/4
	補助上限額	1,003,000	676,000	135,000	138,000

【参考】基金の補助金の補助率や補助上限額は次のとおりです。

単位：円

申請区分	基金補助金	大規模病院 病床数200床以上	病 院 病床数200床未満	診療所	大型チェーン薬局	薬局
初期導入	導入費用（上限）	4,866,000	3,259,000	387,000	387,000	387,000
	補助率	1/3	1/3	1/2	1/4	1/2
	補助上限額	1,622,000	1,086,000	194,000	97,000	194,000
新機能追加導入	導入費用（上限）	1,356,000	1,000,000	245,000	256,000	256,000
	補助率	1/3	1/3	1/2	1/4	1/2
	補助上限額	452,000	333,000	123,000	64,000	128,000
同時導入 （初期・新機能）	導入費用（上限）	6,022,000	4,059,000	542,000	553,000	553,000
	補助率	1/3	1/3	1/2	1/4	1/2
	補助上限額	2,007,000	1,353,000	271,000	138,000	277,000

※大型チェーン薬局は、グループで処方箋受付が月4万回以上の薬局

Q13 ICT 基金と県補助金を合わせると、導入費用のうち補助金の割合はどのくらいですか？

A13 具体例でみてみましょう。

【事例】大規模病院：基本機能と新機能追加を一体で導入した実費用が650万円とした場合

○基金補助金	実事業費	6,500,000 円
	導入費用（上限）	6,022,000 円
	補助率	1/3
	補助額（上限）	2,007,000 円（イ）
○県補助金	実事業費	6,500,000 円
	導入費用（上限）	6,023,000 円
	補助率	1/6
	補助額（上限）	1,003,000 円（ロ）

○補助金 計 3,010,000 円（イ＋ロ）

○補助金の占める割合 $3,010,000 \text{ 円} \div 6,500,000 \text{ 円} \times 100 = 46.3\%$

実費用は650万円ですが、約46%の補助金が助成されるので、病院の実質的な負担額は349万円となります。

※県補助金の算定では、総事業費のうち寄付金やその他収入がある場合、補助額が少なくなることがあります。

< 事例のイメージ >

実事業費 650万円		
導入費用（上限） 602.3万円		
補助金計 301万円		病院実質負担額 349万円
基金補助金 200.7万円	県補助金 100.3万円	

Q14 電子処方箋サービス導入後にかかるランニングコスト（メンテナンス費用を含む）も補助対象になりますか？

A14 電子処方箋サービス導入後にかかるランニングコスト（メンテナンス費用を含む）は、補助対象外となります。

Q15 この補助事業は全都道府県で実施しているのですか？

A15 いいえ、全都道府県では実施しておりません。補助事業について事業実施のため国から内示を受けているのは、本県を含め以下のとおりです。（令和7年4月時点）
北海道、青森県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、長野県、静岡県、愛知県、大阪府、奈良県、和歌山県、鳥取県、広島県、山口県、福岡県、熊本県、大分県

Q16 県の補助金の交付条件に「県が別に指定する電子処方箋の活用・普及促進に係る取組（ポスター掲示、アンケート調査等）に協力しなければならない」とありますが、具体的にはどのような取組ですか？

A16 県が交付決定するとき、ご案内する予定ですが、電子処方箋の活用・普及促進に係る啓発用ポスターの掲示やアンケート調査にご協力いただきます。

【電子処方箋に関する啓発素材（厚生労働省 HP）】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/denshishohousen_sozai.html

【アンケート調査（県オンライン申請）】

<https://logoform.jp/form/9cfD/647181>

Q17 オンラインで申請してから、どのくらいで補助金が交付されますか？

A17 申請いただいた内容や添付書類等の確認を行い、不備がない場合、概ね申請月の翌月末頃を目安に、ご指定の口座にお振り込みいたします。なお、申請が集中する場合など、その限りではありませんのでご了承ください。

Q18 県の補助金の交付を受けた後に、何か必要な手続きはありますか？

A18 県交付要綱第5条において、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第2号様式）により速やかに知事に報告することと定めています。